

建退共 共済契約者 各位

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
建退共 群馬県支部

**建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の発行基準の厳正化について**

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

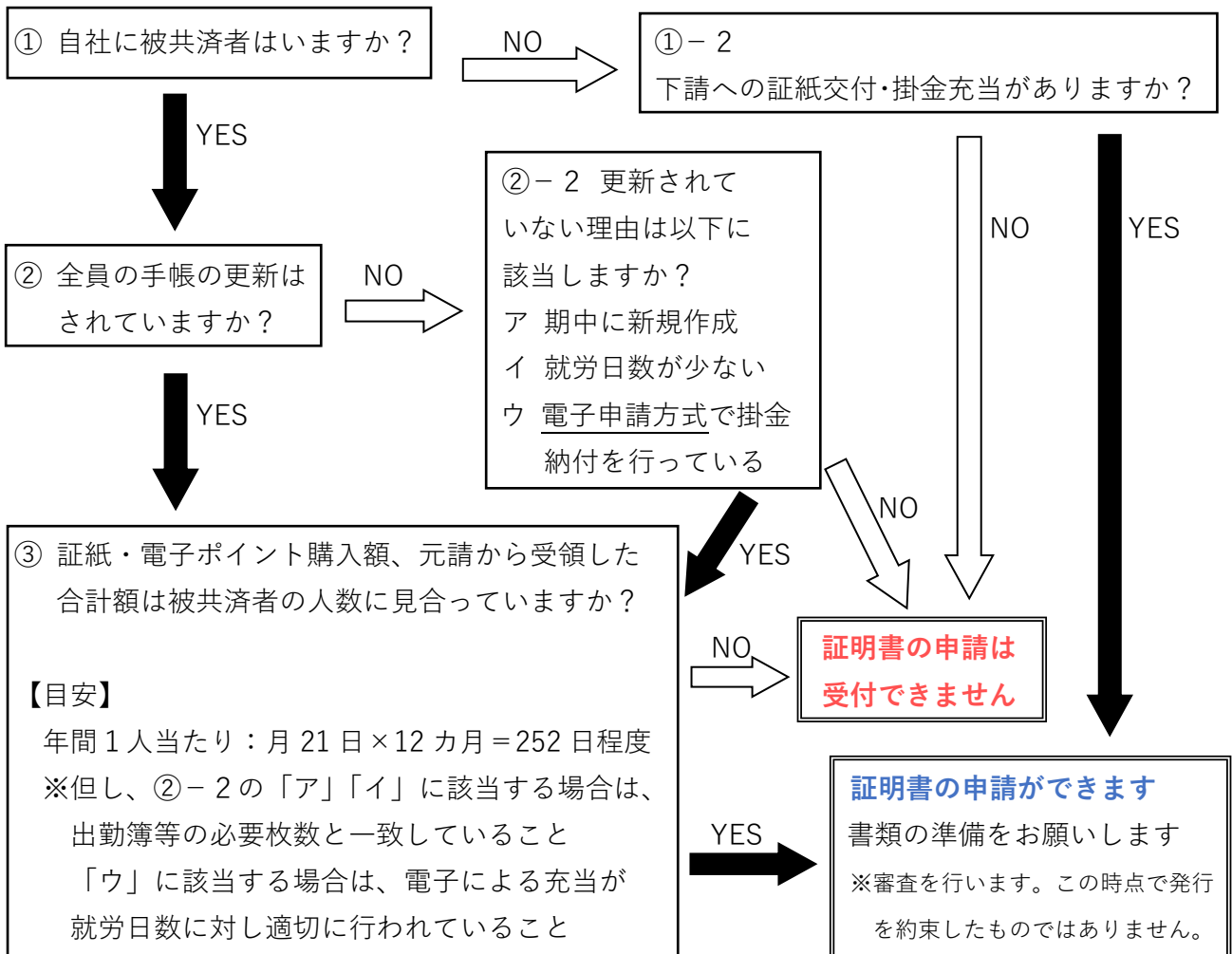
さて、建退共にて発行している加入・履行証明書について、厚生労働省及び国土交通省からの指示を受け、証明の発行基準等が改定され、令和4年4月から完全実施されます。

つきましては、建退共群馬県支部のホームページに改定した必要書類を掲載しましたので、発行基準等をご覧のうえ、適切な制度の履行と、証明願の審査に際して必要となる書類の確実な作成をお願い申し上げます。

- ・ 決算日において証紙等の残数が足りない場合、証明は発行できません。
- ・ 審査に時間を要しますので、繁忙期(9-11月)は期間に余裕をもって提出ください。

**建退共からののお知らせは随時ホームページに掲載しますので、定期的にご覧いただきたく願います**

**【加入・履行証明書発行に関するフローチャート（概略版）】**



## 1. 発行基準

- ① 決算期間内に被共済者全員の掛金の充当（証紙・電子）が適正にされていること。
  - ② 決算期間内に被共済者の就労日数に応じた証紙購入と電子での納付があること。
- ※ 建退共では、厚生労働省の業種別平均労働日数の月 21 日×12 ヶ月の 252 日（一人あたり）を就労日数の基準としています。
- ※ 自社に被共済者がいない場合、証紙を適正に下請に交付していることが必要です。

## 2. 発行基準に満たないが、例外的に認められる事例

次にあげる①～④のいずれかに該当する場合は内容を精査したうえで証明書を発行することができます。

- ① 被共済者の労働日数に応じ証紙・電子ポイント等を購入しているため購入数が少ない。  
⇒労働日数の確認できるもの（出勤簿等）のコピーをご準備ください。  
（加入後 1 年未満、季節労働者、高齢者、病欠等の状況を確認します）
- ② 期間内の購入は少ないが、以前に購入した証紙が残っている。  
⇒過去の購入状況等を確認します。必要な書類の提出を求める場合があります。
- ③ 期間内に購入はないが、元請から証紙・電子ポイントを交付してもらっている。  
⇒受領状況を証紙受払簿及び納付証明書（電子申請方式に係る掛金納付状況）で確認し、加えて就労状況報告書等（証紙交付依頼書・受領書）のコピーで確認します。就労状況報告書は、期間内で最も請負金額が大きい工事分のみ提出してください。
- ④ 被共済者が自社にいないが、加入している下請業者に証紙等を交付している。  
⇒交付状況を証紙受払簿で確認し、加えて就労状況報告書等（証紙交付依頼書・受領書）のコピーで確認します。期間内で最も請負金額が大きい工事分のみ提出してください。

## 3. 留意事項

- ① 証明発行に関する審査の流れはこれまでと同様で、事前に建退共群馬県支部に FAX 送信をお願いします。詳しくは「加入・履行証明願取扱要領」をご覧ください。
- ② 令和 4 年 3 月末までは従来の様式でも受付できますが、令和 4 年 4 月以降は必ず新様式を使用してください。
- ③ 証紙・電子ポイント共に適切に充当されているかを詳しく確認します。建退共制度は、公共、民間工事の別を問わず現場で従事された方に漏れなく掛けることになっていますので、就労日数に見合う掛金となるようご注意ください。
- ④ 電子申請方式を中心に掛金を充当している場合、手帳への証紙貼付が未完了であっても、発行日から 2 年後には更新手続きをお願いします。
- ⑤ 令和 4 年 4 月から窓口での即日発行は出来ません。原則郵送をお願いします。

## 4. その他

- ・ 申請書類のダウンロードができない場合はご連絡ください。
- ・ 証明願の提出は原則として郵送をお願いします。手数料は 1 通 600 円です。郵便局の定額小為替等を同封され、返信用封筒と切手の貼付もお願いします。